

台風・大雨・大雪等、自然災害に伴う対応について

利根沼田学校組合立利根商業高等学校

1 登校時

生徒は気象庁Webページ、JR東日本Webページ、テレビによるデータ放送等を確認の上、以下の対応をする。

- (1) みなかみ町及び居住地域において、以下のいずれかの特別警報、警報が発令された場合は次のとおりとする。

特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
警報	暴風、暴風雪

- ① 午前6時30分の時点で発令中の場合は、自宅待機とする。
 - ② 午前10時30分までに解除された場合は、安全に留意して登校する。
 - ③ 午前10時30分の時点でも警報が解除されない場合は、家庭学習とする。
- (2) みなかみ町及び居住地域において、気象に関する上記(1)以外の警報及び注意報が発令された場合は、安全に留意して登校する。
- (3) 通学に利用している公共交通機関が運休している場合は、次のとおりとする。
- ① 運行再開まで自宅待機とする。この場合、必ず学校(担任)に連絡する。
 - ② 午前10時30分までに運行が再開した場合は、安全に留意して登校する。
 - ③ 午前10時30分の時点でも運休中の場合は、家庭学習とする。
- (4) この他、保護者が安全に登校できないと判断した場合は、必ず学校(担任)に連絡し、対応について協議する。

2 在校時

校長が総合的に判断し、放課・下校等について以下のとおり指示する。

- (1) 公共交通機関から運休見込みの連絡が入った場合、通学路や道路の安全や運行状況を確認した上で下校させる。
- (2) 授業の継続により生徒の下校に支障が生じると判断される場合は、次のとおりとする。
- ① 通学路や道路の安全、運行状況を確認した上で下校させる。
 - ② 通学路や道路が危険と判断されたり、公共交通機関の運行に支障が出たりした場合は、生徒の安全な下校方法が確認されるまで学校で待機させる。

3 その他

- (1) 特に登校については、気象庁やJR東日本等の公式発表を随時確認し、正しい情報に基づいて判断、行動する。
- (2) 生徒及び保護者には、安全安心メール及び本校Webページ等で連絡する。